

平成 2 4 年 第 1 回
京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成24年第1回京丹波町議会臨時会

平成24年2月10日（金）

開会 午前9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について
- 第 5 同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について
- 第 6 同意第3号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について
- 第 7 同意第4号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について
- 第 8 議案第1号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約の変更について
- 第 9 議案第2号 平成23年度 京都縦貫自動車道関連 市森地区 下水道管路移設工事その2請負契約の変更について
- 第10 議案第3号 町営土地改良事業の施行について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15人）

- 1番 小 田 耕 治 君
- 2番 篠 塚 信太郎 君
- 3番 村 山 良 夫 君
- 4番 梅 原 好 範 君
- 5番 横 山 勲 君
- 6番 山 田 均 君
- 7番 東 まさ子 君
- 8番 岩 田 恵 一 君
- 9番 松 村 篤 郎 君

1 1 番 西 山 和 樹 君
1 2 番 原 田 寿 賀 美 君
1 3 番 北 尾 潤 君
1 4 番 森 田 幸 子 君
1 5 番 山 内 武 夫 君
1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（1人）

1 0 番 坂 本 美 智 代 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（9人）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
参 事	岩 崎 弘 一 君
瑞 穂 支 所 長	山 森 英 二 君
総 務 課 長	伴 田 邦 雄 君
監 理 課 長	山 田 洋 之 君
企 画 政 策 課 長	中 尾 達 也 君
産 業 振 興 課 長	久 木 寿 一 君
水 道 課 長	木 南 哲 也 君

6 出席事務局職員（2人）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	上 西 貴 幸

開議 午前9時

○議長（野口久之君） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・村山良夫君、4番議員・梅原好範君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、同意第1号の他6件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

2月8日、午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

1月31日には、福祉厚生常任委員会が開催され、所管の調査研究及び現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会には、議会だより第28号を発行いただきました。

坂本美智代君から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

また、野間参事から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。
以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4 同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について～日程第10 議案第3号 町営土地改良事業の施行について》

○議長（野口久之君） 日程第4 同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についてから、日程第10 議案第3号 町営土地改良事業の施行についてを一括議題といたします。
町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。本日ここに、平成24年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用のなか、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第1号から同意第4号につきましては、瑞穂地区内における四つの財産区の管理委員の任期が、本年2月19日をもって満了となりますことから、委員の選任について議会の同意をお願いいたしております。

それでは、まず同意第1号の桧山財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々について、ご紹介を申し上げます。

山崎建男氏は、京丹波町中台新南垣内3番地にお住まいで、昭和26年12月24日のお生まれです。西日本旅客鉄道株式会社に長く勤務されておりました。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

奥 浩一氏は、京丹波町和田垣内108番地にお住まいで、昭和21年11月4日のお生まれです。婦人服の縫製業を営まれ、現在、和田区区長を務められています。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

加藤久和氏は、京丹波町井脇瀧谷24番地にお住まいで、昭和18年4月13日のお生まれです。京都農業協同組合及び瑞穂町森林組合に長く勤務され、交通指導員や区長、土地改良区総代などを歴任されておられます。引き続き管理委員に選任するものであります。

上面年勝氏は、京丹波町大朴世戸垣内20番地1にお住まいで、昭和19年5月8日のお生まれです。建材店を営まれ、大朴区区長を歴任されておられます。新たに管理委員に選任するものであります。

大門長一氏は、京丹波町井尻下河原15番地にお住まいで、昭和18年5月13日のお生まれです。西日本旅客鉄道株式会社に長く勤務され、井尻区区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

高畑武教氏は、京丹波町八田高畑ケ9番地1にお住まいで、昭和15年11月8日のお生まれです。京都府商工団体連合会に長く勤務され、八田区区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

尾林義信氏は、京丹波町小野中上1番地にお住まいで、昭和17年3月25日のお生まれです。印刷会社に長く勤務され、現在、小野区区長を務められています。新たに管理委員に選任するものであります。

続きまして、同意第2号 梅田財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々について、ご紹介を申し上げます。

田中善徳氏は、京丹波町水原北垣内11番地にお住まいで、昭和22年8月29日のお生まれです。海上保安庁に長く勤務され、現在、水原区区長を務められています。新たに管理委員に選任するものであります。

畑中耕造氏は、京丹波町上大久保寺垣内21番地1にお住まいで、昭和26年5月14日のお生まれです。現在、電機会社に勤務され、上大久保区区長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

畠中二三雄氏は、京丹波町下大久保久保地77番地にお住まいで、昭和23年1月7日のお生まれです。機械部品の卸売業を営まれ、下大久保区区長を務められています。新たに管理委員に選任するものであります。

荻野 繁氏は、京丹波町鎌谷下ウスギ2番地にお住まいで、昭和21年1月18日のお生まれです。左官業を営まれ、農業委員及び鎌谷下区区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

熊原涼一氏は、京丹波町鎌谷中堂坂5番地にお住まいで、昭和22年9月13日のお生まれです。現在、瑞穂農林株式会社に勤務され、鎌谷中区区長を務められています。引き続き管理委員に選任するものであります。

奥井光春氏は、京丹波町鎌谷奥根直53番地にお住まいで、昭和29年3月15日のお生まれです。現在、建設会社に勤務され、鎌谷奥区区長を務められています。新たに管理委員に選任するものであります。

軽尾榮治氏は、京丹波町東又札場33番地にお住まいで、昭和21年10月10日のお生まれです。現在、郵便事業株式会社に勤務され、東又区区長を歴任されております。新たに

管理委員に選任するものであります。

続きまして、同意第3号 三ノ宮財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々について、ご紹介を申し上げます。

竹内春雄氏は、京丹波町保井谷柳縄手22番地にお住まいで、昭和23年1月30日のお生まれです。現在、瑞穂農林株式会社に勤務され、保井谷区区長を歴任されております。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

山内 厚氏は、京丹波町栗野町44番地にお住まいで、昭和19年7月30日のお生まれです。日本電信電話株式会社に長く勤務され、栗野区区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

上田三雄氏は、京丹波町妙楽寺風呂ノ本68番地2にお住まいで、昭和23年2月2日のお生まれです。現在、瑞穂農林株式会社に勤務され、妙楽寺区区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

上田武二氏は、京丹波町水呑松本14番地5にお住まいで、昭和14年3月3日のお生まれです。瑞穂農林株式会社に長く勤務され、水呑区区長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

花木榮一氏は、京丹波町三ノ宮高尾45番地1にお住まいで、昭和19年4月16日のお生まれです。送電線工事会社に長く勤務されておりました。引き続き管理委員に選任するものであります。

後藤哲雄氏は、京丹波町戸津川堂ケ市23番地にお住まいで、昭和26年11月19日のお生まれです。西日本旅客鉄道株式会社に長く勤務され、戸津川区区長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

梅垣茂信氏は、京丹波町猪鼻上村21番地にお住まいで、昭和30年1月21日のお生まれです。建築業を営まれ、猪鼻区区長を歴任されております。新たに管理委員に選任するものであります。

続きまして、同意第4号 質美財産区管理委員として選任の同意をお願いする方々について、ご紹介を申し上げます。

松永正次氏は、京丹波町質美清水本5番地にお住まいで、昭和24年4月27日のお生まれです。現在、農業機械販売店に勤務されております。今回、新たに管理委員に選任するものであります。

三好重則氏は、京丹波町質美三好本6番地にお住まいで、昭和16年3月29日のお生まれです。現在、京丹波町身体障害者福祉会瑞穂支部長をお務めで、中村区区長を歴任されて

おります。新たに管理委員に選任するものであります。

林 良秀氏は、京丹波町質美ユリノ谷32番地にお住まいで、昭和25年6月21日のお生まれです。現在、京都府農業協同組合中央会に勤務されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

岩田 哲氏は、京丹波町質美丹垣内1番地にお住まいで、昭和15年11月15日のお生まれです。瑞穂町森林組合に長く勤務され、農業委員及び和田区区長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

山口保信氏は、京丹波町質美山田垣内41番地1にお住まいで、昭和24年10月22日のお生まれです。電気店に長く勤務され、上野区区長を歴任されております。引き続き管理委員に選任するものであります。

藤田 隆氏は、京丹波町質美室垣内23番地にお住まいで、昭和18年12月25日のお生まれです。建築工務店に長く勤務されておりました。新たに管理委員に選任するものであります。

山内哲夫氏は、京丹波町質美山内垣内23番地にお住まいで、昭和31年11月3日のお生まれです。現在、炭焼工房を営まれ、北久保区区長を務められています。新たに管理委員に選任するものであります。

以上、ご紹介いたしました皆さんは、それぞれ豊富なご経験により地元区の活動におきましても多方面にわたりご活躍いただいております。また、農林行政にも見識があり、財産区管理委員として適任であります。

ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第1号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約の変更につきましては、契約金額から809万2,780円を減額し、4,913万2,220円とすることについてお願いいたしております。コンクリート柱などを有効活用することによる撤去数量の減や、鋼線等有価物の売却額を請負金額から減額するなどの精査を行うものであります。

議案第2号 平成23年度 京都縦貫自動車道関連 市森地区 下水道管路移設工事その2請負契約の変更につきましては、契約金額に213万3,600円を追加し、6,216万円とすることについてお願いしております。町道拡張計画との兼ね合いから圧送管の布設工事を追加することなどによる増額であります。

議案第3号 町営土地改良事業の施行につきましては、昨年台風及び豪雨により被災した農地の災害復旧事業のうち、3件の補助災害復旧工事について町営土地改良事業として施

行するため、土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） それでは、補足説明を申し上げたいと思います。同意案件第1号から4号につきましては、先ほど町長から詳しく提案説明があったところではございますが、任期につきましては、平成24年2月20日から4年間ということになっております。

この選任に至ります経過でございますが、旧瑞穂町の選任過程を尊重させていただく中で、昨年末より各区長様あてに推薦依頼をお願い申し上げまして、それぞれご推薦をいただいた方を今回選任するというので、お願いを申し上げるものでございます。

まず、同意第1号の桧山財産区の管理委員さんでございますが、今回新たに選任同意をお願いする方は、山崎さん、奥さん、上面さん、大門さん、高畑さん、尾林さんの方々と、その他、加藤さんは現在も管理委員としてお世話になっている方でございます。

次に、梅田財産区の管理委員さんでございますが、新たに選任をお願いいたします方につきましては、田中さん、畠中さん、荻野さん、奥井さん、軽尾さんの方々とございまして、以外の方につきましては、現在、管理委員さんとしてお世話になっている方でございます。

同じく三ノ宮財産区でございますが、竹内さん、山内さん、上田三雄さん、梅垣さんにつきましては、新たに管理委員として選任をお願いする方とございまして、以外の方につきましては、現在、管理委員としてお世話になっている方でございます。

それから、第4号でございますが、質美財産区につきましては、松永さん、三好さん、藤田さん、山内さんを新たに選任をお願いするものでございまして、以外の方につきましては、現在も管理委員としてお世話になっている方でございます。

なお、本日同意をいただく方ではございませんが、京丹波町財産区管理会運営委員設置要綱に基づきまして、各財産区1名の運営委員をおくことができると定めているところであります。現在、内定されております方々を参考までにお名前のみご紹介をさせていただきたいと思っております。

桧山財産区は、橋爪区の岸野信さん、梅田財産区は、坂井区の竹市健夫さん、三ノ宮財産区は、質志区の神谷祥久さんでございます。任期は、管理委員さんと同じく4年となっております。なお、質美財産区につきましては、管理会の申し合わせにより設置をされない予定となっております。以上簡単ではございますが、同意第1号から第4号の説明とさせていただきます。

できます。ご同意いただきますようによろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 議案第1号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

変更理由につきましては、昨年8月2日の京丹波町議会臨時会で議決をいただきました旧情報システム撤去工事の事業の進捗に伴いまして、精査を行ったものでありますが、結果としまして、既定の契約金額から809万2,780円を減額し、4,913万2,220円に変更するものでございます。

事業の進捗率は、平成24年1月末現在で、丹波地区の旧情報システムの撤去が99.6%。瑞穂地区の電話機及び無停電電源装置の撤去は86.1%であります。

具体的な変更内容としましては、議案の3枚目に参考資料として添付しております変更概要により説明をさせていただきます。まず、コンクリート柱撤去で撤去本数が164本の減。鋼管柱で撤去本数が46本の減となっております。減少した理由としましては、当初撤去を予定しておりました電柱に現在のケーブルテレビ引込ケーブル用として利用されていたものや、防犯灯に利用されているもの、あるいは、今後防犯灯などに利用するために地元区からの譲渡希望により残したものが残ったためでございます。

次に、丸ケーブルでは、通信用電線でありますCCPケーブル2,415メートルの増。光ケーブル135メートルの減。自己支持型SSケーブル2,576メートルの減。SDワイヤーケーブル1,473メートルの増となっております。増減の理由としましては、設計図書に記載されております延長と実数値に差が出たものでありまして、当初設置していた以降において現地での変更等があったために増減が発生をしております。

次に、瑞穂地区の電話機及びUPS無停電電源装置撤去であります。電話機で319台の減。UPSで241台の減となっており、当初撤去を予定した加入者から譲渡希望があったことによりまして減少したものでございます。

最後に、有価物売却費としまして新たに発生をしておりますが、これは、ケーブル、バッテリー、システム機器等有価物として取り扱われるものを業者に買い取らせ、その費用が請負業者に支払われるため、相当する金額を請負額から減額するもので、その売却費が305万4,000円となっております。これらの額を合計しまして、809万2,780円の減額となるものでございます。以上説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君）　続きまして議案第2号　平成23年度　京都縦貫自動車道関連市森地区　下水道管路移設工事その2請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。平成23年9月22日に京丹波町議会定例会において議決をいただきました本工事の事業進捗に伴いまして精査を行ったものでございますが、既定の契約金額6,002万6,400円を6,216万円に改めるものでございます。議案の次のページ新旧対照表をご覧くださいませうお願いします。

先ほど申しました契約金額以外の契約の相手方、また工事期間等に変更はございません。本工事の事業の進捗でございますが、つい先日8日に水管橋が須知川に架設されました。ご存知の議員さんもいらっしゃるかと存じますが、事業費ベースで申しますと約95%の進捗率といったところでございます。

具体的な変更内容としましては、議案の最終ページに添付しております工事概要及び変更内容を表したものと、本日お配りさせていただきました資料、図面によりまして主なものをご説明させていただきます。

先に、本日お配りした図面の見方でございますけれども、3枚の平面図をつけておりまして、図面の最上段の中央に平面図（1）その裏面には平面図（2）、最終ページは平面図（3）と記載しておりますのをご確認下さい。既に場所等もご存知であると思っておりますけれども、工事範囲につきましてご説明いたしますと、わかりやすいところでまず平面図（2）をご覧ください。須知川の記載がございます。この川に先ほど申しました下水道管を渡すということで、水管橋を添架したところでございます。その水管橋から図面右側方向、国道9号の歩道部を通過して市森へ入る町道を通り、琴滝方面へ向かう三叉路ここにポンプを設置したマンホールがありまして、今回の工事の最上流部となっております。ここから須知処理場方面へと下水をポンプ圧送するというのが工事概要でございます。下水の流れとしましては、平面図（3）から平面図（2）平面図（1）へと流れていくわけでございます。平面図（1）の一番左側の三叉路までが工事範囲でございます、この三叉路というのは、いつつ屋様のある交差点から左にマーケスを見ながら町道を進んで、町道須知水辺公園線との交差点を表してございます。須知処理場の約60メートルほど手前の位置でございます。

そこで変更内容でございますが、圧送管布設工事では、口径が100ミリのVP管でございますが、試掘結果などによりまして、地下埋設物を避けて布設していった結果、工事範囲全体で延長は29.7メートル増となっております。

次に、口径が50ミリのVP管でございますが、これは当初の設計及び契約の中にはございませんでした。詳細についてですが、湊米穀様と平井モータース様の下水というのが、以

前よりポンプ圧送で須知処理場へ送っておりまして、既に町道の中に埋設してありました。図面で説明いたしますと、平面図（２）の左側から平面図（１）にかけて赤字でVPΦ50202.8メートル追加と記載した部分でございます。これも既にご存知かも知れませんが、この町道は道路改良の計画があることから、10月に土木建築課で道路計画を検討された結果、部分的に道路縦断を少し下げられるということで、既設の50ミリのVP管の土被りいわゆる埋設の深さが足りなくなることがわかりました。本来ですと、別工事として発注することは検討いたしました。が、いずれにしても平成24年度にはしなければならない工事であり、新たためて再度掘削をして設置するよりも追加で並列して配管するほうが経済的であるという判断をいたしましたところでございます。よって当初契約にはございませんでしたが、202.8メートルの増ということになってございます。

その他の工種につきましても、精査によりまして数量は多少増減しておりますが、結果的に全体で213万3,600円の増額変更となるものでございます。以上説明とさせていただきます。ご審議いただき議決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 議案第3号 町営土地改良事業の施行についての補足説明をさせていただきます。先ほどの町長の提案理由説明と一部重複いたしますが、本議案につきましては、昨年の台風と大雨によりまして発生した災害のうち、3件を土地改良法に規定する土地改良事業の補助災害復旧工事として施行するために土地改良法の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案を朗読いたしまして補足説明とさせていただきます。

議案第3号 町営土地改良事業の施行について 次のとおり町営による土地改良事業を施行したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第88条第1項の規定により議会の議決を求める。 平成24年2月10日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

裏面に移っていただきまして、事業名 平成23年発生 農地・農業用施設災害復旧事業
箇所番号 工種 地区名 事業量 1、農地（田・畦畔） 才原地区 フトン竈工 復旧延長9.0メートル 2、農地（畑・畦畔） 安栖里地区 コンクリートブロック積工 復旧延長4.9メートル 3、農地（田・畦畔） 大簾地区 コンクリートブロック積工 復旧延長11.0メートル。

なお、次のページに位置図をつけさせていただいておりますので、ご確認下さい。以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） これより同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についての
質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。
討論を省略します。

本件から同意第4号までについては、それぞれの案件について、個人ごとに同意を得るの
が本来ではありますが、案件ごと一括して採決したいと思いますが、ご異議ございません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

この表決は起立により行います。

同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛
成の方は起立願います。

（起立 全員）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって同意第1号は原案のとおり同意されました。

○議長（野口久之君） 次に、同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任についての質
疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより同意第2号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛
成の方は起立願います。

（起立 全員）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議長（野口久之君） 次に、同意第3号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任についての
質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより同意第3号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第3号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 全員)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長(野口久之君) 次に、同意第4号 京丹波町質美財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより同意第4号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第4号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 全員)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長(野口久之君) 次に、議案第1号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約の変更についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

議案第1号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約の変更について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第2号 平成23年度 京都縦貫自動車道関連 市森地区
下水道管路移設工事その2請負契約の変更についての質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 一点お尋ねしておきたいんですけども、追加工事ということになるんですけども、工期の関係で2月29日までということになっておるんですが、十分その期間内で出来るということなのかどうかお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 2月29日の工期内で出来ると見込んでおります。以上でございます。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） いくつかお尋ねしていきたいと思うんですが、本工事については、先ほどから提案理由の説明がありましたとおりでございますが、今回増設が計画されております202.8メートルの間、いわゆる須知水辺公園線であるわけですが、既にこの100ミリでございますか、これの工事が完了して、そしてその道路については既に供用の開始がされておるといふふうに認識をしております。言い換えますと、その工事をさらにもう一度掘り直して50ミリのパイプが202メートルの間に埋設されるんだろうと思うわけですが、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 50ミリのパイプ、今回変更内容でご説明させていただきましたが、100ミリのパイプを入れる時に既に並列させて施行させていただいておりますことを報告させていただきます。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） 今、既に工事が終わっているんだという答弁をいただいたと思うんですが、ということになりますと、私はややこしい質問はいたしません、はたして既に工事

が終わっているものを今ここで変更契約云々ということについて、いかななものであるだろうなということを提言を申し上げておきますのと合わせて、現在202メートルから以降の処理場の間については、道路工程の関係云々ということはないのか。さらに、須知水辺公園線の拡張工事が済んでから掘り起こして工事をしなおすことがないのか、合わせてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 工事内容の変更や追加につきましては、担当職員から報告相談を受けて即座に判断しなければならないこともあることに、まずご理解をいただきたいと思えます。

それから202メートル以降、須知処理場までの間のという工事、再度掘り起こしはないのかというご質問でございますが、再度の掘り起こしはございません。以上でございます。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） 今までからいろいろこういう工事の方法について、即座に現場で判断をしなければならなかったというお話を聞いたわけでございますが、いずれにしましても追加契約がされるわけでございますし、それが一定報告をいただくことなく既に工事が終わってしまっておる。その上での変更契約だという受け止め方をするわけですが、そうした事業の仕方、持ち方について私は疑問を感じますので、そのことだけ申し上げて質問を終わっておきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、担当課長のほうから判断をしなければならなかったということでもございましたけれども、その判断をされた時期、現場の状況を把握してそういう判断をされたのはいつであったのかお尋ねしておきたいと思えます。

そういうことを踏まえて、勿論、議会に提案するというのは一定告示もして議会を開かなんわけでも期間があるわけですが、事前にそういう把握をされておればそういう相談を当然理事者ともされておると思うんですけども、議会に対しての報告・説明とかいうことについても、その辺はどうであったのか。合わせて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 時期でございますけれども、時期は10月ぐらいに土木建築課と水道課と。9月の議会の折にも議員さんの方からしっかり土木と水道打ち合わせをしながら進めなさいよというお話も受けておまして、その辺り厳密にできたとある意味思っておりますが、いずれ工事をしなければならぬ事であって、そのあたり性格がちょっと違います

けども、やはり一緒にこれはやるほうが経済的だということで、判断をさせていただいたということでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 当然今の説明の経済的な判断、それはそれで別にそれを否定するものではなく、そのとおりだと思うんですけども、その判断というか時期の問題も当然あると思うんですけども、10月にそういう検討をされておるということであれば12月の議会もあつたわけですし、当然そういう時期にですね、そういう説明をしたり、必要であれば変更するというのも当然できたはずだと思うんですけども、そのあたりはどこで判断をされたと言いますか議会に当然変更契約をせんなん訳ですので、どうであつたのかという事を思うんですけども、これは町長の判断もあつたと思うんですけども、町長の見解を伺っておきたいと。当然経費を削減させて、これはこれで当然必要だと思うんですね。しかし、それを判断をした場合に、議会に変更契約で提案して承認を得るとするのは当然でありますので、私も工期の話を書きましたけど、既にできておるのであれば工期関係ないということになるんですけども、そういうことを踏まえてやっていただくというのは当然だと思うんですけども、その点について、どうなのか。工事そのもののやり方について否定しているわけではないわけですけども、議会に対してきちっと説明をしたり提案をするという手続きの問題なんですけども、やはりそういうことをきちっとしなければ、何のために議会があつたり、いろんな法律や規則があるかということになりますので、それはやっぱり公金を共にして使うという場合にはきちっとした手続きをしてやるというのが当然でありますし、緊急でやむを得ない場合には緊急に集めて報告をしたり相談したりやっていただかないと、いつも議会との車の両輪と、議会に相談してということをおかれておるわけでありまして、そういうことであれば、議長にも相談しながら判断をするということも場合によっては必要かと思うんですけども、その辺の判断はどうであつたのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は12月議会直後の決断であつたという認識であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時52分）

（再開 午前9時57分）

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろご意見をいただいております。専決にしておいたらよかったん違うんかとか、あるいは工事を議決してからきちとした方が高くついても良かったのではないかとか、いろいろご意見があるわけですが、そういうこと議会との信頼関係という言葉もお使いになりました。そういうことで、私正直申し上げて議会との信頼関係がこういうことで損ねるという認識ではおりませんでした。ただ、そういうことであつたとしたら、これから十分留意してこのようなことがないようにしていきたいと、そんな決意であります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 一言だけ発言させて下さい。よろしいですか。

○議長（野口久之君） はい。

○6番（山田 均君） 信頼関係という意味ではなしに、ルールがあるのできちっと手続きしていかなんと、追加工事は追加工事で必要な場合はせんなん訳ですけども、それならただちに臨時会をして提案して議決後執行するというのがルールですので、そういう意味で申し上げたので、臨時会をする場合には議長にも相談して、こういう中身なんやけどということ、またどうするかという判断をせんなんと思えますけど、そういうことでやっていただくということで、方法はいろいろあろうかと思うんですけども、こういうように契約変更する場合にはきちっと変更に基づいて議決後工事するのがルールですので、その点を申し上げたんで、そういうように今後はやっていただくということを特に強く要望しておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 町の方も十分な反省をしていただいて、ルールにのっとった事業をしていただきたいとお願いをしておきます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号 平成23年度 京都縦貫自動車道関連 市森地区 下水道管路移設工事その2請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 次に、議案第3号 町営土地改良事業の施工についての質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 一点お尋ねしておきたいんですが、今回提案になっております三つの復旧事業のうち才原の件なんですけども、工種としては、農地の田の畦畔ということになっておるんですが、その事業の中味としてはフトン籠工ということになっておるんですが、フトン工ということは、川なんかでよく使われるんですけども、畦畔にフトン工というのは非常に後の草刈りやとか管理上は大変やなと思うんですけども、その辺のことについて、農地を耕作されておる方ですね、当然その辺のこともしっかり説明をされておると思いますけども、こういう工法について了解をされとんのかどうか。しばらくは草も生えないと思いますけども、草が生えてくると大変管理が草刈り含めて大変やと思うんですけども、その辺は専門的に判断をされとんと思うんですけども、その辺はどうなのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 才原のフトン籠工につきましては、湧水が結構あるということで、水が抜けるような手立てということでフトン籠工を採用したということでございまして、この工事内容につきましても受益者の方に説明はさせていただいております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 勉強不足で申し訳ないんですけども、この議案が議会の決議を必要とするという法律があるというように言っていたらいいんですけども、この決議の必要な意義って言うんですか、なぜ必要なんですか。ちょっと教えていただけませんか。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 説明不足で申し訳ございませんでした。土地改良事業法に規定する土地改良事業につきましては、農地の関係ですけども、事業を施行する前には計画を定めるということがまず基本となっております。一般的な土地改良事業につきましては、計画を定めて議会の議決を得て、それから土地の計画の概要を定めて告示をして農地所有者等の3分の2の同意を得て、それから都道府県知事に報告をしてというような手続きがございまして、ただし、災害復旧工事につきましては、急を要することから、そういった手続きを踏まえまして長い期間必要となりますので、議会の議決を得てその他の公告とか、そ

ういった手続きは得ずに事業を行うということで、今回議決をお願いするものでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今説明を聞きますと、告示をして関係者の3分の2の同意を得てという、かなり重い決断だと思うんですけども、今回のこの事業に対して出している資料というのが、長さしかない訳ですけども、こういう工事というのは、長さ高さというんですか、それと奥行きによって金額が違う、いわゆる事業規模が違うわけですので、この資料で判断せえと言われたかて、関係者の3分の2の了解が得られなければ出来ないような大事な決断をこの資料だけでせえとおっしゃるのは議員に対して余りにも酷でないかと思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 議案に付けさせてもらっている事業内容につきましては、事業量として復旧延長をあげさせてもらっています。前例を申し上げて申し訳ないんですけども、過去でしたら、平成18年度の事業が該当いたしましたけども、このような議案でお願いをしている状況でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 過去はともかくとしましてですね、ちょっと今後で結構ですし、やはり、議会で決議をするという意味をもう少し重視していただかないと、先ほどもでてます議会との信頼関係というのがですね、こういう事務取扱いでは損なわれるというか、信頼関係を作っていくということは、私は非常に問題があると思うんです。どの工事も今も申し上げましたように、極端に言えばコンクリートブロック積みということになりましたら、場所によったら、かなりの基礎からやっついていかないと出来ないので、ただブロックを積むだけとは金額的にもかなりの格差があると思うんですよ。だからもう少しそういう意味では議会で審議をするに値する資料を提出して審議をさせて欲しいということを要望しておきます。以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号 町営土地改良事業の施行について、原案のとおり決することに賛成の方は挙
手願います。

(挙手 全員)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了
いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成24年第1回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会と
いたします。

ご苦労様でございました。

午前10時09分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 村山 良夫

〃 署名議員 梅原 好範